

令和 8 年 2 月 20 日

文教厚生常任委員会

委員長 ひさなが 信也 様

文教厚生常任委員 綾城 美佳

文教厚生常任委員会行政視察報告書

下記の日程で行政視察を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

記

1. 視察期日及び視察先

令和 8 年 1 月 26 日(月)

福岡県福岡市

「親亡き後の住まいについて」

「障がい者グループホーム開設支援事業の取り組みについて」

株式会社カムラック(福岡県福岡市)

「障害者就労継続支援事業について」

2. 視察参加名簿

委員長 ひさなが 信也

副委員長 江原 健二

委員 林 哲也

委員 岩藤 睦子

委員 綾城 美佳

委員 橋本 憲治

委員 尾崎 貴夫

委員 田村 継

以上 8 名

3. 視察報告・所感 別紙

(別紙)

視察先	福岡県 福岡市
視察日時	令和 8 年 1 月 26 日(月) 10:00~11:30
視察項目	親亡き後の住まいについて 障がい者グループホーム開設支援事業の取り組みについて
対応部署名	福岡市福祉局 障がい者部 障がい施設福祉課長 福岡市福祉局 障がい者部 障がい施設福祉課 施設指導第 2 係長 福岡市福祉局 障がい者部 障がい施設福祉課 施設指導第 2 係員
視察内容	
<p>I. 視察の目的</p> <p>本視察は、福岡市が実施している「障がい者グループホーム開設支援事業」について、その制度設計の背景、具体的支援内容、運用実態および今後の課題を把握することを目的として実施したものである。</p> <p>近年、障がい者施策は入所施設中心の支援から地域生活への移行へと大きく舵を切っている。とりわけ「親亡き後」の住まいの確保は、障がいのある方本人のみならず、その家族にとっても切実な問題であり、将来的な不安を抱える世帯は少なくない。</p> <p>一方で、グループホーム整備には、資金調達の問題、物件確保の困難さ、建築基準法・消防法等への対応、指定申請手続きの煩雑さ、人員配置基準に伴う運営コストの増大など、多くの参入障壁が存在している。</p> <p>福岡市はこれらの課題に対し、「障がい者グループホーム開設支援サイト」を核とする包括的支援パッケージを構築し、情報提供、設置費補助、運営費補助、不動産マッチング支援を一体的に展開している。本視察では、同市の具体的な制度設計と実効性を確認するとともに、当日の説明・質疑を通じて、重度障がい者の受け皿の現状、補助制度の効果と限界、住民理解や家族心理など“制度だけでは解けない部分”の扱い、本市規模で応用可能な論点等を整理することを目的とした。</p>	
<p>II. 事業概要</p> <p>福岡市の「障がい者グループホーム開設支援サイト」は、グループホームの開設を希望する法人・事業者に対し、制度、手続き、建築基準、補助金、物件情報等を一元的に提供する情報プラットフォームである。</p> <p>本サイトは単なる広報ページではなく、開設検討段階から指定申請、設置、運営までを見据えた実務支援型の構成となっている。担当課説明では、グループホーム開設に関する情報が行政内でも複数部署に分散しがちなところを、事業者側が“初動でつまづかないよう”整理・集約している点に狙いがある旨が述べられた。</p> <p>また、福岡市のグループホームは国全体と同様に増加基調にある一方、「重度障がい者など受け入れが難しい層」については、確保を引き続き必要とする認識が示された。制度設計としては、単に施設数を増やすのではなく、受け皿が不足しやすい層へ重点配分する考え方(重度者の運営支援等)が中核となっている。</p>	
<p>III. 具体的な事業内容および視察内容</p> <p>1. 当日の説明内容</p> <p>担当課より、グループホーム(共同生活援助)の基本構造として、以下の3類型が説明された。 ・介護サービス包括型:グループホーム職員が日常生活援助・介護を提供</p>	

- ・外部サービス利用型：居宅介護事業所へ介護を委託し、外部事業所職員がホーム内で介護
- ・日中サービス支援型：日中も夜間も職員配置が求められ、比較的重度者向けの性格が強い

加えて、全国動向として、グループホームの利用者数・事業所数とも増加していること、特に*日中サービス支援型の伸び率が高い(26%超)ことが示された。また、障害支援区分では重い区分が増え、障害種別では精神障がいを中心とする利用者割合が増えている傾向が説明された。

福岡市の状況としても、事業所数・利用者数は増加し、計画上の見込み量を上回るペースで定員が増えているが、重度障がい者等の受け入れが可能なホームの確保は引き続き必要という認識が共有された。

2. 情報提供・制度案内の一元化

サイトでは以下の情報が整理されている。

- ・グループホーム制度の概要
- ・指定基準(共同生活援助)
- ・指定申請手続きと必要書類
- ・事前相談の流れ
- ・建築基準法・消防法上の留意事項
- ・補助金制度の交付要綱・申請様式
- ・不動産協力店一覧・物件情報 等

3. 設置費補助金(ハード面の支援：発言録で具体化)

福岡市は、グループホームの新規設置または増設にあたり、事業者の初期投資負担軽減を目的として設置費補助金を交付している。

補助対象経費

- ・開設時に必要となる備品購入費(例：エアコン等)
- ・前家賃等の初期契約費用(例：1か月分前家賃、礼金、保証料等)
- ・消防用設備に係る費用
- ・建物改修費(居室整備、間仕切り、手すり等)
- ・バリアフリー改修費(※重度者受け入れを念頭に拡充)

特に、担当課説明では、令和6年度から「重度障がい者等を受け入れる場合の設備改修」「バリアフリー化の改修」について補助対象を拡大した旨が明確に述べられた。既存物件(アパート・戸建等)活用が多い中で、用途変更・消防設備追加・動線確保などが参入障壁になりやすいため、“現場で実際に重くなる費目”へ焦点を当てる運用が意識されている。

4. 重度障がい者グループホーム運営費補助金

重度障がい者を受け入れるグループホームでは、国の報酬体系のみでは人件費を十分に賄えない場合がある。特に強度行動障がいや医療的ケア等を伴うケースでは、実態として手厚い配置(場合により一対一に近い支援)が必要となる一方で、国が想定する報酬単価が低いことが、事業者の参入・継続の足かせになっているとの説明がなされた。

福岡市はこれに対応するため

- ・障害支援区分6の重度障がい者
- ・強度行動障がいを有する区分4・5の重度障がい者

を受け入れるグループホームに対し、市独自に人件費相当分の一部を上乗せ補助している。

担当課説明では、令和7年度の補助基準額として、交付対象の重度障がい者1人当たり年額80万2,000円が示された。あわせて、交付事業所数・交付対象重度障がい者数とも年々増加しており、補助制度により重度者受け入れの新規参入が増えているという成果認識が示された。

一方、質疑では「この補助があってもなお厳しい」との事業者の声があること、事故・トラブルリスクへの懸念、専門性ある人材確保の難しさ(障害福祉には保育士等のような明確な国家資格職の制度設計が薄い)など、お金だけでは解けない壁も語られた。

5. 不動産協力店制度・物件マッチング

福岡市は「不動産協力店制度」を設け、物件情報を公開し、開設希望法人とのマッチング支援を行っている(市は仲介契約そのものは行わず、情報提供を担う)。

ただし質疑応答では、福岡市では近年、事業者参加が増え、住宅メーカー等も含めて民間側の動きが活発化しているため、市が積極的にマッチングしなくても申請が上がってくる局面にあることが率直に語られた。一方で、重度者対応には建物要件・立地要件・動線などの制約が大きく、軽度者向けの既存アパート活用のように進まないため、重度者領域は引き続き政策的支援が必要という整理が示唆された。

6. 行政視察に向けた事前質問の回答概要

市営住宅を活用したグループホームは、平成 23 年度からモデル実施を経て平成 26 年度より本格実施された。令和 7 年 12 月末時点で 18 戸、定員 44 人を確保しているが、その後、民間住宅を活用した整備が大幅に進んだことから、市営住宅の定期公募は現在休止している。

民間活用の状況は、令和 7 年 4 月 1 日時点で事業所 204 か所、住居 480 か所、定員 2,905 人に拡大している。利用実績は月 2,486 人(令和 7 年 2 月時点)であり、地域生活への移行が着実に進んでいる。

整備促進のため、市独自の補助制度を実施していることが大きな特徴である。設置費補助では、新設(上限 100 万円)、サテライト型新設、重度障がい者受入改修、バリアフリー改修等を対象としている。さらに、重度障がい者グループホームに対しては、生活支援員等の人件費(ランニングコスト)を補助する運営費補助制度を創設しており、利用者 1 人当たり年額 802 千円を補助している。国制度が加算方式であるのに対し、市は職員全体の人件費を補助対象とする点が特徴である。

補助制度により新規開設相談や住居増設が進んでいる一方で、重度・強度行動障がい者の受入可能なホーム確保や人材確保が今後の課題とされている。このため令和 6 年度より制度を拡充し、重度対応改修やバリアフリー改修支援を強化している。

地域住民からの反対意見については、法的に同意は不要としつつ、丁寧な説明と理解促進に努めている。また、不動産協会と連携し「不動産協力店」を登録するなど、物件確保の体制整備も行っている。総じて、本市は独自補助制度により整備を促進しつつ、特に重度障がい者の地域生活支援を重点化している点が特徴である。

7. 市営住宅活用

市営住宅活用については、制度上の活用は可能である一方、福岡市では現状、積極的拡大の局面ではない旨が示唆された(背景として、市営住宅需要や住戸条件、1 階住戸の貴重性、共益・管理面の課題等が語られた)。

ただし、自治体規模や住宅事情が異なる地域では、空き家・市営住宅活用が“低コストでの基盤整備”として政策選択肢になり得る点は、本市にとって重要な示唆である。

8. 計画・需要推計の限界

障害福祉計画上の利用見込み量の算定について、担当者から「直近の伸び率を踏まえた機械的推計に近い」旨の説明があり、介護保険のように保険料財源と圏域で厳密に積み上げる構造とは異なるという現実が語られた。

これは、障がい福祉の需要把握が“数字だけでは見えにくい”ことを改めて示すものであり、特に重度者については、相談支援等と連携した実態把握が不可欠である。

所 感

今回の視察で最も強く感じたのは、福岡市の取り組みが単に制度を整備したという段階にとどまらず、課題の構造を分解し、効果が出るところまで具体的に手当てしようとする行政としての明確な意思が、制度設計と運用の両面に表れていた点です。

福岡市では、グループホームの事業所数・利用者数は増加しています。しかし現場では、「数は増えているが、重度者は別問題である」という認識が共有されていました。軽度者向けの既存アパート活用は比較的進みやすい一方で、重度障がい者の受け入れには、建物構造、バリアフリー改修、支援体制、人材確保、事故リスクへの対応など、多くのハードルが存在します。その結果、支援が最も必要な層ほど受け皿が不足するという逆転現象が起こり得るといった危機感がありました。

福岡市が実施している重度者向け運営費補助(令和7年度:重度者1人当たり年額80万2,000円)は、国制度だけでは賄いきれない部分を市が補完するという姿勢の表れです。これは単なる財政支出ではなく、重度障がい者の地域生活を守るための政策的判断であると感じました。

一方、本市においては、「親亡き後の住まい」に対する不安は確実に存在しているものの、グループホームの整備は十分とは言えない状況です。今後、8050問題の進行により、親が支えられなくなる世帯は増加していくことが予想されます。その時になって受け皿整備を始めるのでは遅いと考えます。したがって、本市においても、市独自のグループホーム設置補助制度の創設が必要です。

国や県の補助制度はあるものの、採択制や競争的要素が強く、必ずしも地域の実情に即した機動的な整備につながるとは限りません。特に、既存住宅を活用する場合の改修費や消防設備費、バリアフリー化費用などは、事業者にとって大きな初期負担となっています。こうした参入障壁を下げるためにも、市独自の設置補助制度を設け、地域内での整備を後押しすることが重要です。

また、市営住宅および空き家活用に対する政策的支援も必要です。

本市は規模が小さいからこそ、空き家や公営住宅といった既存資源を活用する余地があります。福岡市では市営住宅活用は限定的でしたが、本市のような地域では、低コストで安定した住まいを確保する有効な選択肢になり得ます。市営住宅の用途拡大や空き家改修支援とグループホーム整備を政策的に結び付けることで、現実的かつ持続可能な受け皿整備が可能になると考えます。

さらに重要なのは、制度の外側にある課題です。質疑の中で繰り返し語られたように、「親が元気なうちは手放さない」という家族心理は強く、受け皿を整備するだけでは十分ではありません。体験利用や短期入所の活用、相談支援による伴走、地域理解の醸成など、段階的な移行を支える仕組みを同時に整える必要があります。

本市は規模が小さい分、顔の見える関係性を活かした需要把握や関係機関の連携が取りやすい環境にあります。重度障がい者の実数把握や個別ニーズの分析も比較的可能であり、対象を絞った小規模整備や段階的整備という戦略も現実的です。

今回の視察は、単なる制度確認ではなく、本市として何を優先し、どこまで踏み込むかを考える契機となりました。親亡き後の不安を抱えたまま時間が過ぎるのを待つのではなく、今から具体的な受け皿整備に着手することが必要であると考えます。

(別紙)

視察先	株式会社カムラック（福岡県福岡市）
視察日時	令和8年1月26日(月) 13:30～16:00
視察項目	障害者就労継続支援事業について
対応者名	カムラックグループ代表 賀村 研
会社概要	
視察内容	
<p>I. 視察の目的</p> <p>本視察は、福岡市を拠点に障がい者就労支援事業を展開する株式会社カムラックの取組について、その具体的な事業内容、支援の実践状況、運営の考え方および成果と課題を把握することを目的として実施したものである。</p> <p>近年、障がい者就労支援は「福祉的就労の場の確保」にとどまらず、「一般就労に近い環境での働き方」や「賃金水準の向上」が求められるようになってきている。本視察では、同社が展開する IT 分野を活用した就労支援モデルに着目し、従来型の軽作業中心の支援とは異なる新しい支援の形について実情を確認した。</p> <p>あわせて、利用者の賃金水準や生活状況、企業との連携の仕組み、制度上の課題などについても意見交換を行い、本市における施策展開の可能性と留意点を整理することを目的とした。</p>	
<p>II. 企業概要</p> <p>法人名：株式会社カムラック 所在地：福岡市博多区 代表者：代表取締役 賀村 研 業種：障がい福祉サービス事業（就労支援等）</p> <p>同社は、「障がい者が社会の中で戦力として活躍できる環境を創る」ことを理念に掲げ、福岡市内を中心に複数の事業所を運営している。</p> <p>事業は、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、相談支援、放課後等デイサービスなど幅広く展開されており、利用者の年齢や能力、将来の希望に応じた段階的な支援が可能な体制を整えている。</p> <p>また、福祉サービスでありながら、企業としての収益性や持続可能性も重視しており、民間企業からの業務受託を通じて安定した事業基盤の確立を図っている点が特徴である。近年は他地域への展開や企業連携の拡大にも取り組んでおり、地域を越えた支援モデルの構築を進めている。</p>	
<p>III. 視察内容</p> <p>当日は、まず同社の理念や事業の全体像について説明を受け、その後、IT 業務を中心とした就労継続支援 A 型事業所の現場を視察した。</p> <p>現場では、利用者がパソコンを使用し、企業から受託した業務に取り組んでいた。具体的には、ホームページ制作・更新作業、データ入力、議事録のデータ化、記帳代行業務、アプリケーションのテスト、システム関連作業などである。</p> <p>これらは単なる作業補助ではなく、実際の企業活動の一部を担うものであり、納期管理や品質確保が求められる業務であった。利用者は担当業務を持ち、チームで連携しながら作業を進めており、職場としての緊張感と責任感が感じられた。</p>	

また、支援員は単に作業を見守るだけでなく、業務の進捗管理や技術的サポート、コミュニケーション支援を行いながら、利用者の能力向上を後押ししている様子が見受けられた。

賃金水準については、月額 15 万円から 20 万円台が中心であり、成果や役割に応じてそれ以上の収入を得ている事例もあるとの説明があった。これは一般的な就労継続支援事業所の平均工賃と比較して高い水準である。

実際に、グループホームや一人暮らしをしながら働いている利用者もおり、就労が生活の安定や自立に直結している状況が確認された。

さらに、就労移行支援を通じて一般企業へ就職した事例や、企業との継続的なパートナーシップの構築状況についても説明があった。企業側にとっても業務の外部委託先として信頼を得ており、継続的な受注につながっているとのことであった。

IV. 事実内容と支援領域

1. 段階的かつ一貫した支援体制

同社は、就労継続支援 A 型(雇用契約を結ぶ形)、B 型(雇用契約を結ばない形)、就労移行支援、相談支援等を組み合わせ、利用者の状況に応じた支援を段階的に提供している。

この仕組みにより、「まずは働く経験を積む段階」から「一般就労を目指す段階」までを一つの流れの中で支援することが可能となっている。支援の連続性が確保されている点は大きな強みである。

2. IT を活用した職域の拡大

IT 分野は、身体的制約の影響を受けにくく、能力や適性に応じた活躍が可能な分野である。同社はこの特性に着目し、企業ニーズと結び付いた業務を通じて、実践的スキルの習得と賃金向上を図っている。

また、AI の進展についても、業務の効率化が進むことで新たな役割や職域が生まれる可能性があるとの見解が示され、変化に対応しながら成長していく姿勢が示されていた。

3. 制度上の課題

一方で、就労により障害年金が減額される可能性への不安が、働き方の選択に影響を与える場合があることが課題として挙げられた。

さらに、行政の人員体制や財政的制約の中で、支援体制をどこまで充実させられるかという点も今後の課題である。

所 感

本視察を通じて強く感じたのは、障がい者就労支援の考え方が大きく変化しているという点である。従来は「働く機会を確保すること」自体が目的となりがちであったが、株式会社カムラックの取組は、単に就労の場を提供するのではなく、「社会の中で価値を生み出す一員として活躍すること」を重視している点に大きな特徴がある。

特に印象的であったのは、福祉事業でありながら、業務の質や納期、成果に対して一般企業と同様の水準を求めている点である。そこには「配慮」と「甘やかし」を明確に区別し、能力を正當に評価しようとする姿勢が感じられた。利用者が担っている業務は実際の市場の中で価値を持つものであり、対価として賃金が支払われる。この構造があるからこそ、利用者の自信や責任感の醸成につながっているのではないかと感じた。

また、IT 分野を活用している点は、地方自治体にとっても大きな示唆を含んでいる。IT 業務は地理的制約を受けにくく、在宅勤務やリモートワークとの親和性も高い。身体的制約や通勤の困難さを抱える方にとっても参入しやすい分野であり、今後さらに可能性が広がる分野であると考えられる。デジタル化が進む社会において、障がい者就労支援とデジタル人材育成を結び付ける視点は、今後ますます重要になるであろう。

一方で、制度上の課題も看過できない。就労による所得増加が障害年金の減額につながる可能性があるという不安は、利用者の働き方の選択に影響を及ぼしている。働く意欲があっても、生活の安定とのバランスを考慮せざるを得ない現実がある。真に自立を後押しする制度設計となっているのかについては、国レベルでの見直しも含め、継続的な議論が必要であると感じた。

また、このようなモデルを本市で展開する場合には、単に事業所を設置すればよいというものではなく、地域企業との信頼関係の構築が不可欠である。企業側が業務を安心して委託できる体制、品質を担保できる支援人材の確保、継続的な受注を可能とする営業力など、福祉と企業経営の両面を理解した体制整備が求められる。

さらに、既存の就労支援事業所との役割分担や連携も重要である。すべての利用者が IT 分野に適應できるわけではなく、多様な就労の選択肢が確保されることが前提となる。従来型の支援と新たなモデルとを対立的に捉えるのではなく、それぞれの強みを活かしながら地域全体で支援の質を高めていく視点が必要である。

本視察を通じ、障がい者就労支援は福祉施策の一分野にとどまらず、地域経済政策、人材育成政策、さらには共生社会の実現という観点からも重要なテーマであることを改めて認識した。障がいの有無にかかわらず、能力に応じて役割を担い、正當に評価される社会をどのように構築していくのか。本市としても、先進事例を参考にしながら、地域特性に即した持続可能な支援の在り方を検討していく必要があると強く感じた。